第三次大分県健康増進計画(生涯健康県おおいた21)について

1 計画の趣旨等

(1)基本理念:県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人の健康づくりを社会全体で支援すること(ヘルスプロモーション) により、すべての県民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現をめざす。



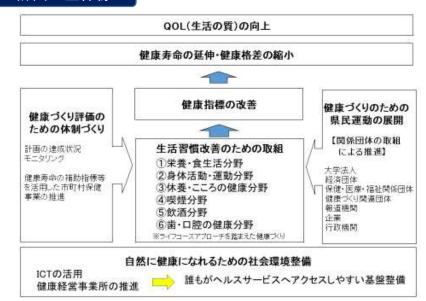
- (2) 策定根拠: ①健康増進法 第8条第1項 ②健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例
- (3)位置づけ:大分県長期総合計画を上位計画とし、大分県医療計画や大分県医療費適正化計画等との整合性を図る
- (4)計画期間:令和6年度~令和17年度(12年間) ※中間評価 令和12年度

2 計画改定のポイント

- (1)民間活力を含めた地域・職域・学校・家庭等の多様な主体による健康づくりの推進
- (2)無関心層を含む県民誰もが無理なく自然に、楽しく、健康的な行動 にアクセスできるためのICTの活用
- (3)ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進
- (4)健康寿命の補助指標を活用した実効性のある評価体制の導入
- ※ライフコースアプローチ:現在の健康状態が次世代の健康に影響を及ぼす 可能性を踏まえたアプローチ

(例)20歳未満の飲酒・喫煙、骨粗しょう症、妊婦の喫煙

3 計画の全体像



4 各分野の推進方針

(1)生活習慣改善のための取組

- ①栄養・食生活分野
 - ・食生活改善のための取組の推進
 - ・自然と健康になれる食環境の整備
- ②身体活動・運動分野
 - 適切な運動や身体活動の情報提供
 - 健康づくりのための運動の推進
- ③休養・こころの健康分野
 - こころの健康づくりのための正しい知識の普及・啓発
 - こころの健康づくりを支援するためのサポート体制の整備・充実
- 4)喫煙分野
 - ・受動喫煙防止対策の推進
 - 禁煙支援の体制整備
- ⑤飲酒分野
 - アルコールの健康への影響と健康障がいの正しい知識の普及
 - ・20歳未満の飲酒防止の推進
- ⑥歯・口腔の健康分野
 - ・ライフステージに応じた歯科口腔保健対策の推進
 - 歯科口腔保健体制の整備
- ⑦生活習慣病対策分野(糖尿病・循環器疾患・がん・COPD)
 - •早期発見・早期治療と重症化予防
 - ・健康づくりを支える環境の整備

(2)健康を支える社会環境の整備

- ・企業や関係団体等の多様な主体との協働による県民運動の展開
- 誰もが自然に健康になれる社会環境の整備